

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に基づき、下記事業所における労働者派遣事業の状況を公開いたします。

○労働者派遣事業の状況

対象期間	2025年1月1日から2025年12月31日
派遣労働者数（実数）	107
派遣先事業所数（実数）	38
労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間あたりの額）	¥14,610
派遣労働者の賃金の額の平均額（1日8時間あたりの額）	¥11,422
マージン率の平均	21.8%

（消費税抜）

※上記はあくまでも事業所における平均額であり、スタッフの方の金額等は、上記と異なります。

○キャリア形成支援制度に関する事項

訓練の内容	対象となる派遣労働者					訓練方法	実施主体	訓練費負担	賃金支給
	新規採用者	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
〈入社時等基礎的訓練〉									
新規採用者訓練	○					OFF-JT	派遣元	無償	有給
ビジネスマナー講座	○					OFF-JT	派遣元	無償	有給
〈職能別訓練〉									
Word・Excel 基礎講座		○	○			OFF-JT	派遣元	無償	有給
Word・Excel 応用講座			○	○		OFF-JT	派遣元	無償	有給
ビジネスマナー基礎講座	○	○	○			OFF-JT	派遣元	無償	有給
〈職種転換訓練〉									
サービスに関する技術訓練			○	○		OFF-JT	派遣元	無償	有給
雇用保険講座・社会保険講座			○	○	○	OFF-JT	派遣元	無償	有給
Word・Excel講座			○	○		OFF-JT	派遣元	無償	有給
〈階層別訓練〉									
リーダーに求められるコーチング研修				○	○	OFF-JT	派遣元	無償	有給

○キャリア・コンサルティング

相談窓口を設置しております。ご相談（無料）をご希望の方は、下記相談窓口までお申し込みください。

フリーダイヤル0120-249-226

○マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります。

派遣労働者の社会保険料

派遣労働者の社会保険は、保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担しています。

派遣労働者の有給休暇費用

派遣労働者の有給休暇費が有給休暇を取得した際の賃金は派遣会社が負担しています。

募集費・教育費・福利厚生費

派遣労働者の募集に必要な募集広告費、スキルアップ支援のための教育費、福利厚生費などの費用が発生します。

その他経費

その他にも社員の人件費、事業運営に必要なシステムの維持費、オフィスの家賃などの事業運営のために必要な経費があります。

○その他

労働者派遣事業の意義

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/jukyu/haken/youryou/index.html>

○福利厚生に関する事項

下記の福利厚生制度を一定の条件のもと、利用することができます。

- ①各種保険（健康保険・厚生年金保険、雇用保険、労災保険）
- ②定期健康診断
- ③年次有給休暇